

## 国内措置の見直しの諮問について（論点メモ）

### 1 B S E 検査

- ・ と畜場における B S E 検査対象月齢の見直し  
〔検査対象を 2 1 ヶ月齢以上とする。必要な経過措置を講じる。〕
- ・ B S E 検査技術の高度化について研究開発

### 2 特定危険部位（ S R M ）の除去・交差汚染防止

- ・ と畜場における S R M 管理状況の実態調査の定期的実施
- ・ S R M による枝肉等の汚染防止措置の評価方法について研究開発

### 3 飼料規制の実効性確保の強化

- ・ 肉骨粉は既に輸入禁止となっているが、更に、飼料の輸入、販売、使用段階における検査・指導など交差汚染防止対策の強化  
（輸入飼料の原材料及び飼料小売店の届出義務）
- ・ 個体識別制度、死亡牛検査の確実な実施

### 4 調査研究の推進

- ・ 牛等の接種実験など調査研究の一層の推進

# 国内措置の見直しの諮問について(論点メモ 詳細版)

論点整理	詳細	諮問頁
<b>1 BSE検査</b> ・ と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直し検査対象を21ヶ月齢以上とする。	・ と畜場におけるBSE全頭検査は、平成13年10月当時、牛の月齢の確認が困難であったこと、国内初のBSE感染牛が発見された直後で検査をした肉としない肉が流通することの強い不安があったこと等の状況を考慮して開始したものであるが、当該措置を講じてから約3年間が経過しようとしている現在、その間の科学的知見等の進展に基づいて食品安全委員会が行ったBSE対策の検証結果である「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、と畜場におけるBSE検査の検査対象を21か月齢以上とする(厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則第1条の改正)。 なお、見直しに当たっては、必要な経過措置を講じることとする。	2
・ BSE検査技術の高度化について研究開発	・ これまでも、厚生労働科学研究においてスクリーニング検査方法の開発、確認検査方法の感度の改善など成果を上げてきたところであるが、「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、引き続きこれらの異常プリオン蛋白質検出技術の高度化について検討するとともに、諸外国における情報の収集に努め、今後のBSE検査体制の充実に資する。	2
<b>2 特定危険部位(SRM)の除去・交差汚染防止</b>	と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理下で、日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われており、食肉処理及び食肉販売施設においては、都道府県等の食品衛生監視員の定期的な立入検査により遵守状況を確認するという体制がとられているところであるが、「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、これらに加え、SRMの管理状況についてさらに的確な検証が行われるようにするため、今後次の措置を講じる。	3
・ と畜場におけるSRM管理状況の実態調査の定期的実施	・ SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンピングの方法、ピッシングの有無、SRM除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行い、その結果を公表する。	4
・ SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法について研究開発	・ 厚生労働科学研究において、と畜処理工程における枝肉等のSRM汚染防止措置の評価方法を開発し、と畜場における実用化を進める。  ・ 「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、厚生労働省において、既にピッシングを中止したと畜場での事例を整理して都道府県等に対し情報提供を行い、と畜場におけるピッシングの中止への取組みの指導を推進するとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進める。	4
<b>3 飼料規制の実効性確保の強化</b> ・ 肉骨粉は既に輸入禁止となっているが更に、飼料の輸入、販売、使用段階における検査・指導など交差汚染防止対策の強化(輸入飼料の原	・ 輸入飼料に係る交差汚染の防止 輸入飼料について、成分規格の遵守を徹底するための検査・分析を強化することとし、以下の措置を講ずることとする。 ア 動物性たん白質である魚粉等については、引き続き動物検疫所による輸入検査を的確に実施し、違反があった場合には輸入停止等の措置をとることにより、魚粉等への反すう動物由来たん白質の混入防止を徹底する。 イ その他の飼料については、輸入事業者による届出事項の拡充(飼料安全法施行規則第70条の改正)により輸入飼料の原材料を把握した上で肥飼料検査所が検査・分析を行い、成分規格違反があった場合には、回収・廃棄等の措置を講ずることにより、その他の輸入飼料への反すう動物由来たん白質の混入防止を徹底する。  ・ 販売業者における飼料の保存に関する規制の徹底 飼料販売業者において飼料の保存に関する規制を徹底するため、販売業者に対する遵守状況の確認を強化するこ	6

<p>(輸入飼料の原料及び飼料小売店の届出義務)</p>	<p>飼料販売業者において飼料の保存に関する規制を徹底するため、販売業者に対する遵守状況の確認を強化することとし、以下の措置を講ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飼料を農家に対して直接販売する小売店についても飼料安全法に基づく届出を義務付ける(飼料安全法施行規則第69条の改正)ことにより、飼料販売段階における飼料規制の監視対象を拡大する。</li> <li>イ 飼料の保存の方法の規制について小売店を含む販売業者に対する周知・徹底の強化を図るとともに、都道府県による立入検査等を強化することにより、飼料販売段階における反すう動物向け飼料への反すう動物由来たん白質の混入防止を徹底する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛飼養農家における飼料の使用に関する規制の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>牛飼養農家において飼料の使用に関する規制を徹底するため、地方農政局等による巡回点検等の機会を活用して、飼料規制について農家に対する周知・徹底の強化を図るとともに都道府県による農家に対する立入検査等を強化することにより、農家段階における飼料の誤用・流用を防止する。</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体識別制度、死病牛検査の確実な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレサビリティについては、昨年12月から個体識別情報の記録等の生産段階における措置が施行された。さらに本年12月から牛肉への個体識別番号の表示等の流通段階における措置が施行されることとされており、その確実な実施に向けた準備を推進する。</li> <li>・ リスク牛の検査については、平成16年度から死亡牛検査の全都道府県における実施体制が整備されたところであり、我が国におけるBSEの汚染の程度を把握するとともにBSE対策の有効性について検証するため、引き続きリスク牛の検査を行う。</li> </ul>	7
<p><b>4 調査研究の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛等の接種実験など調査研究の一層の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも、厚生労働科学研究においてスクリーニング検査方法の開発、確認検査方法の感度の改善など成果を上げてきたところであるが、「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、引き続きこれらの異常プリオンたん白質検出技術の高度化について検討するとともに、農林水産省プロジェクト研究においてBSEの生前検査法の開発を進める。</li> <li>・ 「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、引き続き厚生労働科学研究においてSRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の開発について検討する。</li> <li>・ 「中間とりまとめ」における指摘を踏まえ、引き続き厚生労働科学研究において動物接種試験等BSEに関する研究事業を継続するとともに、農林水産省プロジェクト研究において牛への経口接種試験を行い、異常プリオンたんぱく質の蓄積メカニズムの解明の研究を進める。</li> </ul>	8